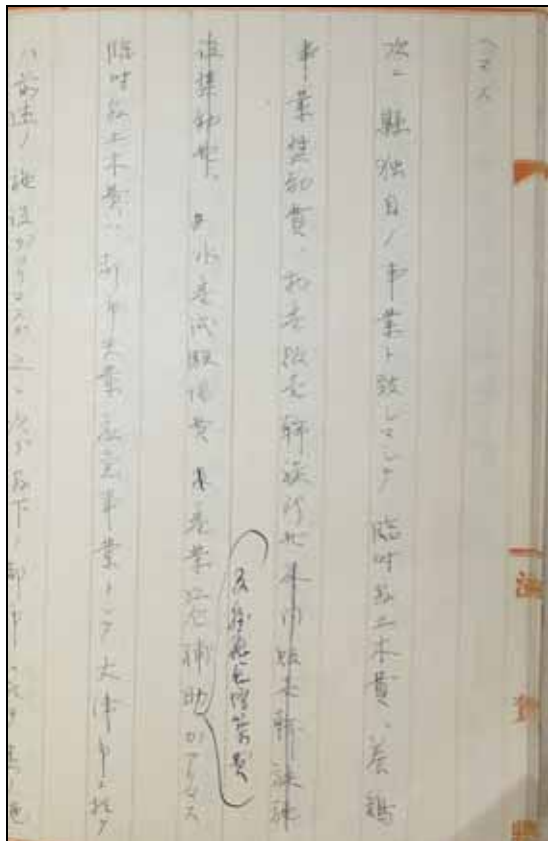
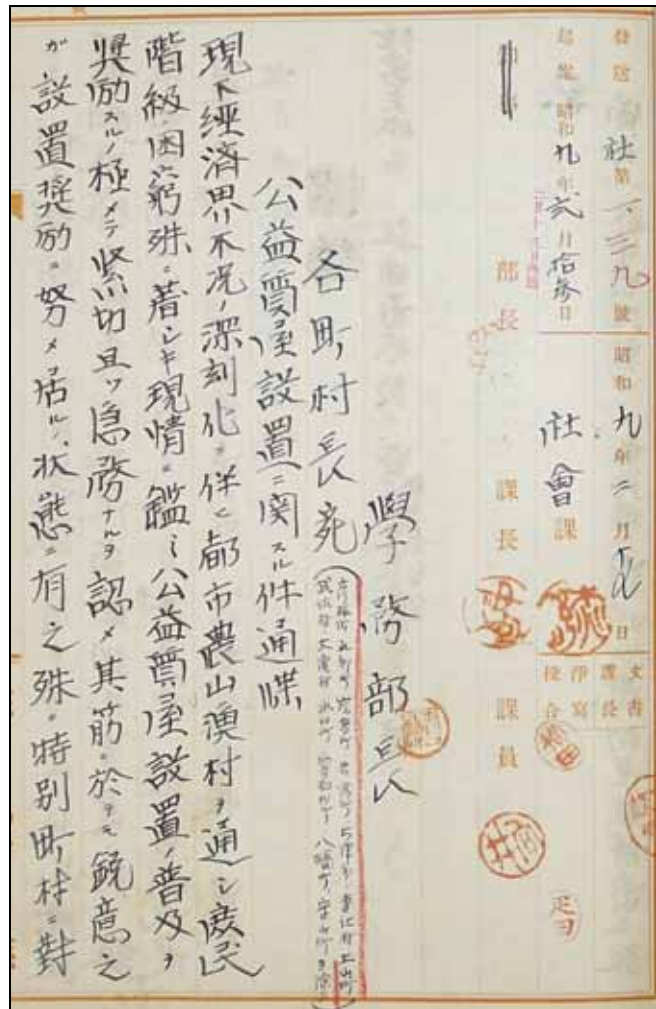


「公益質屋設置に関する件通牒」
昭和9年(1934年)

国は低所得階層への融資のために昭和2年(1927年)「公益質屋法」を制定し、7年に出された「時局匡救事業」の予算もその設立補助に充てられた。運営資金は政府の低利資金、設備は国庫の補助を受けられるとして、県は町村に公益質屋の設置を奨励する通牒を出している。昭和4年(1929年)から11年までに彦根町や大津市、信楽町などで計18カ所の公営質屋が作られた。

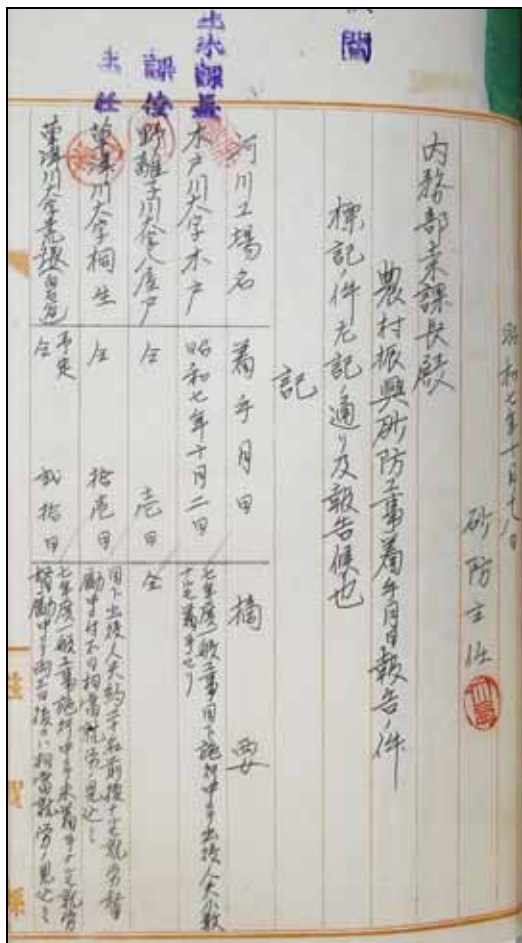
匡救 : ただし、救うこと



「昭和7年滋賀県臨時議会知事演説原稿」

昭和7年(1932年)9月19日

高橋是清蔵相による農村の救済策「時局匡救事業」が昭和7年(1932年)8月に衆議院本会議で決議されると、伊藤武彦知事はすぐに臨時滋賀県会を開催し、165万円あまりの追加予算を決定する。事業は、農村振興土木事業費など土木事業が中心であったが、「県独自応急事業費」として養鶏事業や鯉苗放流事業なども打ち出している。



「農村振興砂防工事着手月日報告」
昭和7年(1932年)10月18日

9月に「時局^{きゅうきゅう}匡救事業」が決定されると、10月から早速各地で工事が着手される。農村土木事業のうちから145,200円の予算が付けられた砂防工事は、県内24カ所で実施された。7年度内に予定工事が完了したため、砂防工事は「匡救事業中もっとも優秀な成績」であったという。

「滋賀県 時局匡救事業 予算」
昭和7年(1932年)

「時局^{きょうきゅう}匡救事業」は県の臨時歳出として予算が組まれた。結局、この事業には昭和9年までの3年間で総額438万円余りが費やされ、失業者対策となる一方、県債や村債を作ることにもなる。国は3年間で8.6億円にものぼる土木事業などを行い、これによって景気は回復へ向かった。